②　設計共同体　以下に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年２月16日付け国土地理院長）に示すところにより国土地理院長から航空レーザ測量及び三次元点群データ等整備（中部近畿１地区）ほか１件に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

ア　予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　「令和３・４年度国土地理院測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格」のうち業務種別「写真測量」の認定を設計共同体を構成する構成員それぞれが受けている者であること。

ウ　測量法（昭和24年法律第188号）第55条に基づく測量業の登録を受けていること。

エ　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土地理院長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

オ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

③　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑵　入札参加者を指名するための基準　「国土地理院測量業務請負業者選定事務処理要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。また、設計共同体の場合は、構成する者の平均により評価する。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

③　予定価格が1000万円を超える請負契約において、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合、予決令第86条の調査を行う。

⑵　総合評価の方法

①　評価値の算出方法　評価値の算出方法は、次のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②　価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、次のとおりとし、小数５位切捨て、小数４位止めとする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

なお、価格点は60点とする。

③　技術評価点の算出方法　技術提案書の内容に応じ、下記ア～エ及びオの評価項目について評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点は60点とし、小数５位切捨て、小数４位止めとする。

ア　配置予定技術者の資格・実績等

イ　配置予定技術者の成績・表彰

ウ　賃上げ実施の表明

エ　実施方針等

オ　技術提案の履行確実性度

技術評価点の算出方法は、次のとおりとする。

技術評価点＝（アに係る技術評価点）＋（イに係る技術評価点）＋（技術提案評価点）

アに係る技術評価点＝60点×（アに係る評価のウェイト）×（アに係る得点）／（アに係る配点）

イに係る技術評価点＝60点×（イに係る評価のウェイト）×（イに係る得点）／（イに係る配点）

ウに係る技術評価点＝60点×（ウに係る評価のウェイト）×（ウに係る得点）／（ウに係る配点）

エに係る技術評価点＝60点×（エに係る評価のウェイト）×（エに係る得点）／（エに係る配点）

技術提案評価点＝（ウに係る技術評価点＋エに係る技術評価点）×（オの技術提案の履行確実性度）

④　詳細は、入札説明書による。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係　電話029―864―4361

電子メール　gsi-24keiyaku-g2@gxb.mlit.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は電子入札システムにより交付する。交付期間は令和４年２月16日から令和４年５月６日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

ただし、やむを得ない事由により、上記方法で入手できない入札参加希望者に対しては、⑴において交付又は郵送する。郵送を希望する場合は、あらかじめ電話等で⑴まで申し出るものとする

⑶　参加表明書を提出できる者の範囲等

①　参加表明書を提出する時において、上記２⑴に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

②　参加表明は、業務量、履行期限、技術者の状況及び手持ち業務等を十分に勘案の上、行わなければならない。

③　令和４年２月16日において当該資格の認定を受けていない者については、後日行う予定の入札公示に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

⑷　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

①　提出期限　令和４年３月３日16時00分

紙入札方式による場合も同じとする。

②　提出場所　紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

なお、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務のうちいずれか１つの業務について様式１～７又は８を提出し、他の参加を希望する業務については様式１及び様式１―１を提出すること。また、複数の業務について様式１～７又は８を提出した場合は、全ての業務において欠格とし指名しない。

⑸　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

①　提出期限　令和４年５月９日16時00分

紙入札方式による場合も同じとする。

②　提出場所　紙入札方式による場合は上記⑴に同じ。

③　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）による。

なお、複数の業務に参加を希望する場合は、参加を希望する業務のうちいずれか１つの業務について様式９～10を提出し、他の参加を希望する業務については様式１及び様式１―１を提出すること。また、複数の業務について様式９～10を提出した場合は、全ての業務において欠格とし指名しない。

⑹　入札及び開札の日時並びに入札書の提出方法

①　入札日時　電子入札システムによる場合の締切りは、令和４年５月30日16時00分

紙入札方式による場合も同じとする。